素案（Ｒ３.12.13版）

第四次いわき市男女共同参画プラン

～ 認め合い、協力し合う、男女平等のまちいわき ～

令和４年〇月

い わ き 市

目　次

第１章　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
１　これまでの主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
⑴　国際社会の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
⑵　国の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
⑶　福島県の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
⑷　いわき市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
２　計画の見直しの必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
３　計画の性格と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
４　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
５　計画推進の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

第２章　基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１　計画の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
２　基本理念（目指すべき社会）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
３　計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第３章　計画の体系及び施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
計画の施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
基本目標Ⅰ　男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり・・・・・・16
基本目標Ⅱ　人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり・・22
基本目標Ⅲ　女性があらゆる分野に参画できる社会づくり・・・・・・32
基本目標Ⅳ　働きやすい社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・38
重点的に取り組むべき施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43

第４章　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

第１章　計画策定の趣旨

１　これまでの主な取組

(1)　国際社会の取組

○　国際連合（国連）では、1975 年（昭和 50 年）を国際婦人年と定め、男女平等の推進、経済・社会・文化への婦人の参加などを目標に世界的な活動を行うこととし、1979 年（昭和 54 年）には、女子に対する差別の撤廃と、男女平等に向けた「女子差別撤廃条約」を採択するなど、女性の地位向上を目指す取組を進めてきました。

○　また、2015 年（平成 27 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ；エス・ディー・ジーズ）」が掲げられ、2030 年までに世界が直面する課題を解決し、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すことが宣言されました。

○　ＳＤＧｓは 17 の目標と 169 のターゲットから構成される国際社会の共通目標であり、５番目の目標として「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」が掲げられていますが、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の前文では、「人権の実現」、「ジェンダー平等」、「女性と女児のエンパワーメント」が明記されており、すべての目標とターゲットにおける進展において重要な位置付けとなっています。

◆ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）の 17 の目標

⑵　国の取組

○　国では、1999 年（平成 11 年）に制定した「男女共同参画社会基本法」において、男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた取組を進めてきました。

○　2001 年（平成 13 年）に制定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「ＤＶ防止法」という。）」において、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることとしました。2019 年（令和元年）の改正法では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図ることとしました。

○　2015 年（平成 27 年）に制定した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」において、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、女性の職業における活躍を迅速かつ重点的に推進し、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍することにより、豊かで活力ある社会を実現することとしました。2019 年（令和元年）の改正法では、女性が活躍できる行動計画の策定・公表が義務付けられる事業主の対象を拡大することとしました。

○　2020 年（令和２年）12 月に策定された「第５次男女共同参画基本計画」においては、目指すべき社会として、①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会、④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、ＳＤＧｓで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会、の４つが改めて提示されています。

⑶　福島県の取組

○　福島県では、1983 年（昭和 58 年）に、婦人の地位と福祉の向上を目指す計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

○　その後、国の「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」に基づき、2001 年（平成 13 年）３月に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定し、また、2002 年（平成 14 年）３月には「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を制定しました。

○　「ふくしま男女共同参画プラン」は社会情勢の変化に対応した施策を展開するため、その後も改定が行われてきましたが、202-年（令和●年）●月に策定された新プランでは、人権の尊重と男女平等の実現や、ジェンダーの視点の反映と多様な価値の尊重、女性の能力発揮と環境整備、持続可能な地域社会の実現を視点に掲げ、計画を推進するとしています。
（2021 年（令和３年）３月に策定予定であった「福島県総合計画」が新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた内容とするため策定が延期され（その後、令和３年９月に策定）、部門別計画である「ふくしま男女共同参画プラン（平成 28 年度改定）」も計画期間を１年延長するかたちで改定することとしました。）

⑷　いわき市の取組

○　いわき市では、女性行政の積極的な展開を図るため、女性行政の総合調整窓口として、1989 年（平成元年）度に「婦人児童課」を設置し、婦人の意識啓発等を推進してきました。

○　1991 年（平成３年）３月、「女性の問題に関する市民意識調査」の結果や「いわき女性プラン検討懇話会」からの意見など、市民の意見を尊重した「いわき女性プラン」を策定しました。

○　1993 年（平成５年）３月、市女性情報紙「いわきの女性」（1994 年（平成６年）３月発行の第２号から市女性情報紙「Wing」に名称変更）を発行するなど、女性問題に対する意識啓発を進めました。

○　2000 年（平成 12 年）４月、市行政機構改革により、「男女共同参画社会基本法」の規定による「市町村男女共同参画計画」の策定及び推進を所掌し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進する部署として保健福祉部「婦人児童課」から女性政策に関する事務を分離移管し、市民生活部市民生活課内に「男女共同参画室」を新設しました。

○　このような状況の中、2000 年（平成 12 年）度に「いわき女性プラン」の計画期間が終了することや急速な社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、2001 年（平成 13 年）３月に、「男女共同参画社会基本法」の規定による「市町村男女共同参画計画」として、本市の男女共同参画社会の実現を目指した「いわき市男女共同参画プラン」を策定しました。

○　「いわき市男女共同参画プラン」に基づき、市女性情報紙「Wing」を 2001 年（平成 13 年）10 月発行の第 16 号から市男女共同参画情報紙「Wing」に変更、また、「男女共同参画会議」等を開催し、男女共同参画社会の実現のための意識啓発を行い、広報活動に努めてきました。

○　2005 年（平成 17 年）４月、「啓発」「情報収集・提供」「人材育成」「活動・交流支援」の４つの機能を持ち、市民と行政の協働により男女共同参画社会の実現を目指すため、市総合保健福祉センター内に市民生活部「男女共同参画センター」を開所しました。

○　2006 年（平成 18 年）４月、市における男女共同参画推進を産学官地の連携により図っていくため、より専門性の高い研究機関（研究者）に焦点を当てて、市における男女共同参画推進のための助言・指導・提案、更には調査・研究等を行う「いわき市男女共同参画推進アドバイザー」を設置要綱に基づき設けました。

○　2007 年（平成 19 年）４月、市行政機構改革により、市民協働部「男女共同参画センター」となりました。

○　「いわき市男女共同参画プラン」の計画期間が 2010 年（平成 22 年）で終了することや、少子高齢化の進展・雇用環境の悪化等の急激な社会経済環境の変化等による新たな課題に対応するため、2010 年（平成 22 年）11 月、「第二次いわき市男女共同参画プラン」を策定しました。

○　2011 年（平成 23 年）３月、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的に、「いわき市男女共同参画推進条例」を制定しました。

○　2012 年（平成 24 年）６月、前年３月 11 日に発生した東日本大震災を受けて、「防災における男女共同参画の推進」の項目追加を内容とする、本プランの一部改定を行いました。

○　「第二次いわき市男女共同参画プラン」の計画期間が 2015 年（平成 27 年）で終了することや、少子高齢化などの社会情勢の変化や市民意識調査や企業の意識実態調査の結果から浮き彫りになった課題に対応するため、2016 年（平成 28 年）３月、「第三次いわき市男女共同参画プラン（以下、「第三次プラン」という。）」を策定しました。

○　2018 年（平成 30 年）３月、「女性活躍推進法」の規定による「市町村推進計画」である「いわき市女性活躍推進計画」を、「第三次プラン」の一部改定・抜粋版として策定しました。

２　計画の見直しの必要性

○　「第三次プラン」策定後、市民意識調査の結果等から、男女共同参画推進への意識は高まってきているものの、男女が平等でなく、男性優遇と考える市民が多いという状況が変わっていないなど、依然として存在する課題に加え、少子高齢化に伴う人口減少や経済のグローバル化、雇用の不安化などの社会情勢の変化に係る新たな課題も見えてきたことから、これまで以上に情報を共有し、性別や年代、職業、居住地域等を問わず、男女共同参画に関する意識醸成を図り、計画的に施策を推進する必要があります。

○　国において、令和２年 12 月に基本計画が改定され、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」「仕事と生活の調和」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等に関する施策を計画的に推進する必要があります。

○　県において、令和●年●月にプランが改定され、「持続可能な地域社会の実現」「多様性社会の実現」「安心な暮らしへの支援」等が強調されており、これらに関する施策を計画的に推進する必要があります。

○　「第三次プラン」の計画期間が令和４年３月末で終了することから、「第三次プラン」を改定する形で、本計画を「第四次プラン」として策定します。（県のプラン改定にあわせ、「第三次プラン」の計画期間を令和３年３月末から１年間延長し、令和元年度から３年度にかけて改定作業を行いました。）

○　「第四次プラン」では、「多様性社会の実現に向けた取組の推進」、「性的少数者の困難解消・理解促進」など、人権尊重に関する施策を追加し、実行します。

○　「第四次プラン」では、平成 30 年３月に「第三次プラン」の一部改定・抜粋版として策定した「いわき市女性活躍推進計画」を今回のプラン改定にあわせ一体化し、総合的に取り組みます。

○　「第四次プラン」では、ＤＶ防止施策を「ＤＶ防止法」の規定による「市町村基本計画」である「いわき市ＤＶ防止基本計画」（新規）として、今回のプラン改定にあわせ一体化し、被害の増加や深刻化が懸念される当事者が安心して暮らせるための取組を行います。

３　計画の性格と位置付け

(1)　性格

○　本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第３項に規定する「市町村男女共同参画計画」、また、「いわき市男女共同参画推進条例」第10条第１項に規定する「基本計画」とします。

(2)　位置付け

○　本計画は、本市の関連する計画と連携を図り、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市まちづくりの基本方針を踏まえた部門別計画とします。

○　「女性活躍推進法」第６条第２項に規定する「市町村推進計画」である「いわき市女性活躍推進計画」を本計画に盛り込みます。

○　ＤＶ防止施策を、「ＤＶ防止法」第２条の３第３項に規定する「市町村基本計画」である「いわき市ＤＶ防止基本計画」として本計画に盛り込みます。

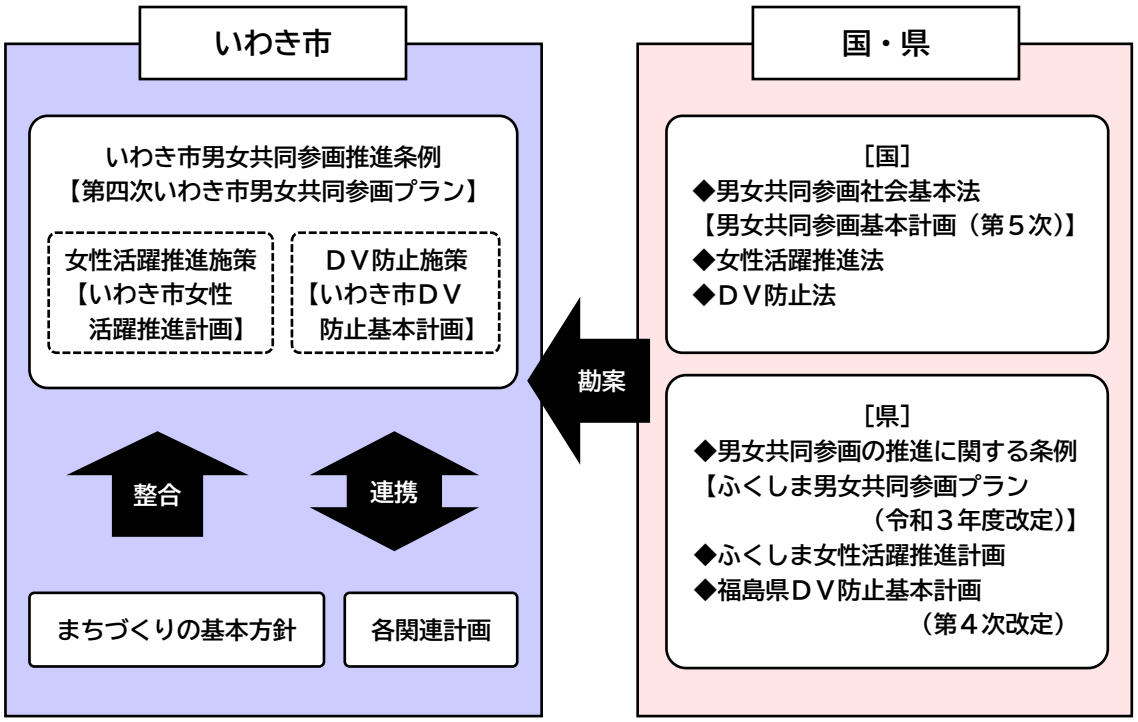

４　計画の期間

令和４年４月から令和９年３月までの５年間とします。

５　計画推進の視点

基本理念に掲げる社会を実現するため、全ての施策を推進するに当たり、次の３項目を基本的視点とします。

◆ジェンダー

社会的性別ともいいます。
社会通念や慣習の中には、「女（男）はこうあるべき」という、社会的に作られた「女性像」「男性像」があり、このような社会的・文化的に作られた性別（性差）のことを指します。
言葉自体には、良い悪いの価値は含まれておらず、また、国際的にも使用されています。
生まれつきの生物学的性別（sex：セックス）と区別して使用されます。

第２章　基本計画

１　計画の役割

○　男女共同参画社会を形成していくには、実態に応じた施策の方向性をつくり、計画的に実施していくことが望まれます。

○　施策は教育、メディア、国際、労働、企業活動及び保健福祉など、広範囲において多岐にわたっており、部局間で総合的かつ体系的に展開していく必要があります。

○　「いわき市男女共同参画推進条例」第４条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を実施します。

２　基本理念（目指すべき社会）

男女の性差にとらわれず個人が尊重され、一つの生命が生き生きと輝き、個性と能力を発揮することができる権利と責任を分かち合う男女平等社会

具体的な目指すべき社会の在り方は、次のとおりです。

①　性別により差別されることなく、一人一人の人権が尊重される社会

②　自分の生き方は、性別にとらわれることなく自分で選択でき、その選択が尊重される社会

③　全ての人が、社会のあらゆる分野で方針決定に参画する社会

④　皆が相互に協力し、社会の支援を受け、家庭、社会における活動を両立できる社会

⑤　対等な関係の下に、妊娠・出産等について自らの意思が尊重され、生涯にわたって心身共に健康が維持される社会

⑥　国際社会の取組と密接な関係を有し、共生できる社会

３　計画の基本目標

基本理念及び計画推進の視点を施策展開につなげていくため、次の４項目を掲げます。

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり
基本目標Ⅱ　人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり
基本目標Ⅲ　女性があらゆる分野に参画できる社会づくり
基本目標Ⅳ　働きやすい社会づくり

なお、国の「ＳＤＧｓ実施指針」において、「地方自治体の各種計画にＳＤＧｓの要素を反映すること」とされており、本計画の推進がＳＤＧｓの達成に貢献することを明確に位置付けるため、基本目標ごとに関連するＳＤＧｓの主な目標を提示します。

◆いわき市男女共同参画センター（いわき市総合保健福祉センター１階）

第３章　計画の体系及び施策

≪計画の体系≫

基本理念
男女の性差にとらわれず個人が尊重され、一つの生命が生き生きと輝き、
個性と能力を発揮することができる権利と責任を分かち合う男女平等社会

基本目標	施策の方向性
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり	1　男女共同参画の視点に立った慣行の見直しと意識改革
	2　一人一人の個性を尊重した教育の推進
基本目標Ⅱ 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり	1　多様な価値・個性が尊重される社会づくりの推進
	2　あらゆる暴力の根絶　いわき市ＤＶ防止基本計画
	3　生涯を通した健康支援
基本目標Ⅲ 女性があらゆる分野に参画できる社会づくり	1　意思決定過程における女性の参画の促進
	2　家庭・地域における男女共同参画の推進
	3　あらゆる分野における女性の参画拡大のための人材の育成
基本目標Ⅳ 働きやすい社会づくり いわき市女性活躍推進計画	1　女性の活躍のための環境づくり
	2　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進
計画の推進体制	

具体的な施策

- (1) 男女共同参画推進のための学習機会の充実　（重点施策①）
- (2) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
- (3) メディアにおける男女共同参画の推進

- (1) 学校等における男女共同参画の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

- (1) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり
- (2) 多様性に対する理解の促進　（重点施策②）

- (1) 暴力を許さない意識の醸成
- (2) 安心して相談できる体制の充実
- (3) 被害者の自立を支援する環境の整備（重点施策③）

- (1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）や性感染症に対する理解の促進
- (2) それぞれのライフ・ステージに応じた健康の保持増進対策の推進

- (1) 市の施策・方針決定過程への女性の参画の促進
- (2) 企業、団体、地域等における女性の参画の促進

- (1) 家庭における家事・育児・介護等の相互協力の推進
- (2) 多様な人々の視点を生かしたまちづくりの推進
- (3) 災害・防災分野における女性参画の推進（重点施策④）

- (1) 女性のエンパワーメントの推進と能力発揮の支援
- (2) 女性の参画を促す支援

- (1) 法令等の周知・啓発及び労働問題への対応
- (2) 性による差別を受けない雇用環境づくり
- (3) 女性のキャリアアップの支援

- (1) ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発活動の推進
- (2) ワーク・ライフ・バランスを推進するための環境づくり（重点施策⑤）

- 1 市民との連携
- 2 企業・民間団体等との連携
- 3 市男女共同参画審議会・市男女共同参画推進アドバイザーの意見等を踏まえた施策の推進
- 4 国・県・関係機関との連携
- 5 庁内における連携

≪計画の施策≫

基本目標Ⅰ
男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり

【ＳＤＧｓ】

【現状と課題】

＜これまでの実施事業等から＞

○　男女共同参画に関する講座やセミナー等の事業について、参加者の理解につながるよう、内容の充実等に努め実施していますが、性別や年代、職業、居住地域等を問わず、男女共同参画に関する意識醸成を図るため、今後も継続した取組が重要です。

○　男性の男女共同参画について、いまだ育児休業取得率が低いなどの実態があることから、理解促進や意識改革のための学習機会の創出が求められます。

○　定期的に発行する市男女共同参画情報紙等のメディアを活用し、男女共同参画のより効果的な周知に努める必要があります。

○　学校等において、年間計画に基づいた指導、相談等を実施し、男女共同参画の推進を図っています。

○　生涯学習の場での男女共同参画意識を啓発するため、公民館等における講座の開催等のより一層の充実が求められます。

◆いわき市男女共同参画情報紙「Wing」

男女共同参画に関して幅広く市民意識の醸成を図るため、公募で選ばれた編集委員５人が各種セミナー等を取材し、男女共同参画の現状や動向を市民に分かりやすく伝えます。

10 月と３月の年２回発行していますが、いわき市女性活躍推進ポータルサイト（※）から無料ダウンロードもできます。

（※）URL http://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/1509005225824/index.html

＜令和元年度意識・実態調査の結果から＞（カッコ内の数値は平成 26 年度同調査結果）

○　「家庭における男女の地位の平等感」について、平等であると考える人の割合が 35.2%(35.1%)、男性優遇であると考える人の割合が 47.4%(44.1%)と、男性優遇であると考える人が多い状況です。

○　高校生に対する調査では、「家庭における男女の地位の平等感」について平等であると考える人の割合が 56.3%、男性優遇であると考える人の割合が 18.1%と、市民と比較し、平等であるという認識が高い状況です。

○　「学校教育の場における男女の地位の平等感」について、平等であると考える人の割合が 39.7%（36.6%）、男性優遇であると考える人の割合が 15.0%(13.6%)と、全分野の中では最も男女平等の考えが浸透しています。

○　しかしながら、子どもに受けさせたい教育では、男の子に対しては「大学まで受けさせたい」が 65.4%（63.2%）だったのに対し、女の子に対しては 54.5%（47.5%）と、女の子に対して望む学歴が低いなど、性別で差別してしまう傾向が見られます。

○　高校生に対する調査では、「学校教育の場における男女の地位の平等感」について平等であると考える人の割合が 59.6%、男性優遇であると考える人の割合が 5.1%と、市民と比較し、自らの学習環境において平等であるという認識が高い状況です。

○　「男女共同参画社会」という言葉を内容まで分かる人の割合が 17.2%（9.8%)、聞いたことがある人の割合が 51.5%（48.9%)、初めて聞いた人の割合が 29.6%（35.2%）と、認知度は高まりながらも、依然として低い状況です。

○　高校生に対する調査では、「男女共同参画社会」という言葉を知っている、又は聞いたことがある人の割合が 78.1%と、市民に対する調査での 68.7%と比較し、認知度は高い状況です。

◆男女共同参画社会（男女共同参画社会基本法第２条）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

施策の方向性Ⅰ－１
男女共同参画の視点に立った慣行の見直しと意識改革

【具体的な施策】

⑴　男女共同参画推進のための学習機会の充実（重点施策①）

○　男女共同参画についての正しい理解と意識の改革を図るため、普及・啓発が必要とされるテーマや対象世代を適宜設定した講演会やセミナー・講座等を開催します。

○　民間団体等が同様の講座等を主体的に行う際には講師の派遣等を行うなど、事業を支援します。

○　年齢や性別、国籍、能力等にかかわらず、誰もが暮らしやすい社会をつくるというユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、意識の啓発等の事業を行います。

○　男女共同参画を阻害するような偏った社会制度や慣行について、各種実態調査等による現状把握や情報提供等に努めるとともに、その意識を改革するための講座等を開催し、民間団体等が同様の講座等を実施する際の講師の派遣等を行います。

○　家事・育児等に積極的に参加する男性や生き生きと働く女性のロールモデル（模範となる人物）の発信等により、男性中心型労働慣行や固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画への理解の促進や意識の改革を図ります。

⑵　男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

○　市男女共同参画情報紙を発行、また、市の広報紙、ホームページ、ＳＮＳ、YouTube 等を活用し、男女共同参画についての理解の促進を図るための広報・啓発活動を推進します。

○　市が定める 11 月の第２日曜日の「男女共同参画の日」や、国が定める６月 23 日から 29 日までの「男女共同参画週間」をはじめとして、男女共同参画のより一層の推進のための事業を実施します。

○　各種事業を実施する際には、マスコミを通しての広報やオンラインの活用等を積極的に行います。

⑶　メディアにおける男女共同参画の推進

○　市の事業・広報等において、「市男女共同参画の視点から考える表現ガイドライン」に基づき、共感を得られる表現の推進に努めます。例えば、「男は仕事」とか「女は家庭」などのように性別で生き方や役割を固定してしまう意識（固定的性別役割分担意識）にとらわれない表現の提案を行います。

施策の方向性Ⅰ－２
一人一人の個性を尊重した教育の推進

【具体的な施策】

⑴　学校等における男女共同参画の推進

○　学校教育の場において、家庭と連携を図りながら、男女共同参画意識を育む教育と一人一人の個性を育む生活、進路指導を行います。

○　学校での男女共同参画を推進するため、教職員の研修を行います。

⑵　男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

○　公民館など、市民が参加する生涯学習の分野において、男女共同参画意識を啓発するための事業を行います。

◆ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル」は「全ての」、「デザイン」は「計画・設計」の意味です。
「ユニバーサルデザイン」は、全ての人に配慮して計画・設計するということで、年齢や性別・国籍、能力等にかかわらず、様々な人に配慮して、最初から全ての人が利用しやすいまちや施設、物（製品）、環境、サービス等をつくろうとする考え方です。一般に「全ての人のためのデザイン」といわれます。

◆男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行のことです。

◆固定的性別役割分担意識

男女を問わず、それぞれの個人が持つ能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性」「女性」という性別を理由として、役割や生き方などを固定化してしまう考え方のことです。

◆公民館における男女共同参画に関する講座（令和３年度）

【成果目標】

指　　標	現状値 R1	目標値 R8
家庭における男女の地位が平等であると考える人の割合	35.2%	50%
「男女共同参画社会」を内容まで分かる人の割合	17.2%	50%

【役割】

＜市民＞

○　市が開催するセミナーや講演会、講座に積極的に参加し、また市男女共同参画情報紙等による情報から、男女共同参画に関して学び、認識を深めましょう。

○　家庭・学校・職場・地域活動等での実践に生かしましょう。

＜企業・事業者＞

○　職場内で、性別による役割分担等が行われていないか点検を行い、男女共同参画意識の浸透に努めましょう。

＜行政＞

○　固定的性別役割分担意識や、旧来の社会制度・慣行にとらわれた考え方の解消などについて、全世代を対象とした意識醸成を図ります。

基本目標Ⅱ
人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり

【ＳＤＧｓ】

【現状と課題】

＜これまでの実施事業等から＞

○　外国人住民の地域参画について、情報の提供や講座の開催等により推進しています。

○　多様性に対する理解促進について、市男女共同参画情報紙の活用等により努めています。

○　あらゆる暴力の根絶に向け、パンフレットの配布等により啓発活動を実施しているほか、女性相談員の配置等による相談体制の充実、シェルター機能の確保等に努めています。

○　特にドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）に関しては、近年の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、被害の悪化が懸念されることから、取組の更なる強化が求められます。

○　性教育や啓発事業等を実施し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）や性感染症に対する理解の促進を図っています。

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

生涯を通じて健康であること、そして自らの身体についての自己決定権、健康を享受する権利のことです。

妊娠出産期のみならず、生涯を通じた女性の健康問題を対象とし、思春期や更年期における健康上の問題も含まれます。

子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産や子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれます。

すなわち、

・身体的、精神的、社会的に健康であること
・生殖可能な期間だけでなく、生涯にわたり健康であること
・相手の性を尊重すること
・カップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任を持って決定でき、そのための情報と手段を得ることができること
・子どもを安全に妊娠・出産すること
・望まない妊娠を避けること

など、非常に幅広い課題を対象としているのが、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方です。

＜令和元年度意識・実態調査の結果から＞（カッコ内の数値は平成 26 年度同調査結果）

○　「多様性（ダイバーシティ）」という言葉を内容まで分かる人の割合が 18.0%（5.8%）、聞いたことがある人の割合が 37.0%（22.2%）、初めて聞いた人の割合が 40.0%（62.6%）と、認知度は高まりながらも、依然として低い状況です。

○　高校生に対する調査では、「多様性（ダイバーシティ）」という言葉を知っている、又は聞いたことがある人の割合が 22.5%と、市民に対する調査での 55.0%と比較し、認知度は低い状況です。

○　「ＬＧＢＴなど性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」という言葉を内容まで分かる人の割合が 31.7%、聞いたことがある人の割合が 39.6%、初めて聞いた人の割合が 24.4%と、認知度は一定程度ありますが、今後はより正しく理解してもらうための取組が必要です。

○　高校生に対する調査では、「ＬＧＢＴなど性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」という言葉を知っている、又は聞いたことがある人の割合が 61.9%と、市民に対する調査での 71.3%と比較し、認知度は低い状況です。

○　「ＬＧＢＴなど性的少数者の方に関する必要な意識啓発や支援」について、相談できる窓口の設置、気持ちや情報を共有できる居場所づくり、幼少期からの教育の充実と考える人の割合が高い状況です。

○　「ハラスメント」（セクハラ、パワハラ、マタハラ等）を受けたことがある人の割合は 24.7%（平成 26 年度同調査で「セクハラ」を受けたことがある人の割合 12.1%）、男性では 20.0%、女性では 28.1%と多い状況です。

○　「ＤＶ」を受けたことがある人の割合は 9.1%で、平成 26 年度同調査の 8.9%と比較して増加しており、男性では 4.3%（4.1%）、女性では 12.7%（12.5%）と、女性の被害割合が高い状況です。

○　「ハラスメント」又は「ＤＶ」を受けたことがある人のうち、誰にも相談しなかった理由として、相談しても無駄だと思った、自分さえ我慢すればいいと思った人の割合が高く、また、相談窓口が分からなかった人の割合も高い状況であることから、より一層の相談窓口の周知及び相談体制の充実が必要です。

○　「男女が生涯にわたり心身ともに健康であること」について、思春期、青年期、更年期、老年期に合わせた健康づくりの推進や心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の整備が大切と考える人の割合が多く、その取組が求められます。

◆多様性（ダイバーシティ）

性別や年齢、人種、国籍、障がいの有無などにかかわらず、互いに違いを認め合い、尊重することで多様な個性が力を発揮し、共存できる状態のことです。

◆多様な性について考えてみましょう ～ＬＧＢＴなどの性的少数者について～

「ＬＧＢＴ（エル・ジー・ビー・ティー）」という言葉は、次の４つの言葉の頭文字を取って組み合わせた言葉で、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われています。
民間企業等の調査では、「ＬＧＢＴ」などの性的少数者に該当する人は全国で約 10%との結果もあり、実は身近な存在です。
人間の性別は、男と女だけではありません。皆、顔や性格が違うように、多様性を持っています。
誰もがありのままの自分らしく生きられる社会を実現するためには、お互いに様々な違いを認め合い、理解し、思いやりを持って協力し合うことが大切です。

多様な性の在り方と「ＬＧＢＴ」とは？

人は生まれた時の身体的特徴などから男女を判別され、性別を決定されますが、次にあるとおり、性の在り方は多様であり、その組み合わせに決まりはありません。

■生物学的性（からだの性）身体的特徴などによる性		
■性表現（表現する性）服装やしぐさ口調などにより外部に表現したい性		
■性的指向（好きになる性）恋愛感情や性的な関心の対象となる性		
L	レズビアン（Lesbian）	女性の同性愛者（性自認と性的指向が共に女性）
G	ゲイ（Gay）	男性の同性愛者（性自認と性的指向が共に男性）
B	バイセクシャル（Bisexual）	両性愛者（性的指向が女性にも男性にも向いている）
■性自認（こころの性）自分が認識する自分の性		
T	トランスジェンダー（Transgender）	生まれた時の生物学的性と性自認の同一性に違和感を持つ人

※全ての性的少数者が「ＬＧＢＴ」に分類される訳ではありません。「ＬＧＢＴ」以外にも、自身の性自認や性的指向が定まっていない人（「Ｑ」＝クエスチョニング（Questioning））など、様々な人たちがいます。そのような意味でも、「ＬＧＢＴＱ＋（エル・ジー・ビー・ティー・キュー・プラス）」という言葉もあることを理解しておきましょう。

「ＳＯＧＩ（ソジ・ソギ）」とは？

国連などの国際機関では、性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identity）の頭文字を取った「ＳＯＧＩ」という言葉が使われています。
これは、「ＬＧＢＴ」よりも広く性の多様性を考える概念です。
「ＬＧＢＴ」の人たちを特別視するのではなく、個人のあらゆる性的指向や性自認を尊重するという考え方です。

正しく理解することで「ＬＧＢＴ」に対する差別や偏見を解消しましょう

「ＬＧＢＴ」の人たちは、日常生活において様々な困難に直面しています。
私たち一人一人が「ＬＧＢＴ」について正しく理解することで、このような困難をなくしていくことができます。

「アライ（Ally）」になりませんか？

「アライ」とは、“同盟者”や“支援者”を意味する英語です。
「ＬＧＢＴ」などの性的少数者を理解し支援するという考え方やその考え方を持つ人を指す言葉として使われています。
「アライ」が増えれば性的少数者も生きやすい社会の実現につながります。

施策の方向性Ⅱ－１
多様な価値・個性が尊重される社会づくりの推進

【具体的な施策】

⑴　国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

○　市内における外国人住民等が暮らしやすく、地域の一員として参画できるような多文化共生社会を目指します。

○　ジェンダー平等の実現や女性の地位向上のために採択された国際人権規範等を取り入れ、多文化共生社会における男女共同参画の推進に向けた国際交流・協力を推進します。

⑵　多様性に対する理解の促進（重点施策②）

○　性別や年齢、人種、国籍、障がいの有無等にかかわらず、全ての人が互いに様々な違いを認め合い、尊重し、思いやりを持って協力し合うことで多様な人材が活躍し、共存できる社会（多様性社会）の実現に向け、幅広い年代への理解浸透に努めます。

○　特に、性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれているＬＧＢＴなどの性的少数者については、個人としての人権が尊重され、誰もがありのままの自分らしく生きられるよう、人権教育や啓発、また、県等の相談窓口案内等の支援を通じ、困難解消や理解促進を図ります。

○　これらの取組の推進に当たっては、男女共同参画や人権の観点から、個人の置かれた状況に配慮するよう努めます。

◆国の男女共同参画週間イラスト（令和３年度）

施策の方向性Ⅱ－２　あらゆる暴力の根絶

いわき市ＤＶ防止基本計画

【具体的な施策】

(1)　暴力を許さない意識の醸成

○　市民一人一人が、ＤＶやあらゆるハラスメントは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることを理解し、男女間や子ども等に対するあらゆる暴力を許さないという意識を社会全体で共有するため、市の広報紙・パンフレット、インターネット等を活用した広報に努め、関係機関や学校と連携するとともに、市民を対象とした講演会や地域における研修会、出前講座等を開催し、啓発に努めます。

○　例年 11 月に実施される、国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、関係機関・団体や市内企業と連携し、パープルライトアップ運動などにも取り組み、ＤＶ防止について広く周知します。

◆ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）

ＤＶは配偶者や恋人（※）など、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力という意味で使用されており、その被害者は性別に関わらず、被害者の人権を著しく侵害する重大な問題です。
ＤＶは次のとおり、様々な形態が存在し、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。

（※）結婚前の恋人間で起こる暴力を「デートＤＶ」といいます。

▸身体的暴力
　平手で打つ、げんこつで殴る、髪を引っ張る、
　物を投げ付ける　など
▸精神的暴力
　大声で怒鳴る、実家や友人と付き合うのを制限する、
　子どもに危害を加えると言って脅す　など
▸性的暴力
　性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない　など
▸経済的暴力
　生活費を渡さない、勝手に借金をつくり返済を強要する　など

▹子ども（18 歳未満）の目の前で、配偶者や家族に対して暴力を振るうこと（面前ＤＶ）は、ＤＶを見聞きした子どもが心身に傷を負うため、児童虐待（心理的虐待）にもなります。

◆ＤＶ防止に関する周知・啓発活動

講演会

「男女共同参画の日」「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせ、ＤＶ・人権侵害をテーマにした講演会を動画配信で開催しました。（令和３年度）

パープルライトアップ運動

市内４か所の施設等においてライトアップを実施しました。（令和３年度）

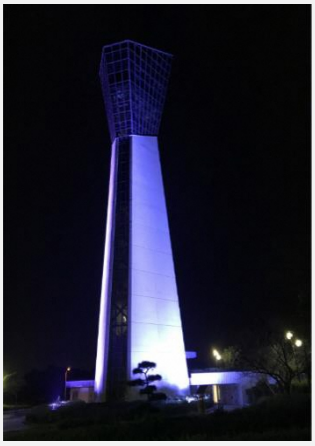

マリンタワー

いわき市医療センター

東北電力㈱無線鉄塔

常磐共同火力㈱
勿来ゆめライト

⑵　安心して相談できる体制の充実

○　ＤＶ被害者が一人で悩みを抱え込まずに、安心して相談できて、適切な助言が受けられるよう、女性相談員の専門性の向上を含め、相談支援体制の充実や周知に努めます。

○　ＤＶは児童虐待と同時に行われるケースも多いことから、市こどもの権利相談室（子ども家庭総合支援拠点）（※１）などの関係機関・団体と連携しながら、早期発見や支援の充実を図ります。

施策内容	市の所管部署
女性相談員による支援	こども家庭課 （女性相談員は地区保健福祉センターに配置）
こどもの権利相談室による支援（※２）	こども家庭課 （支援員はこども家庭課及び地区保健福祉センターに配置）
関係機関・団体との連携強化による相談体制の充実	こども家庭課及び地区保健福祉センター

（※１，２）
平成 28 年度の児童福祉法改正により、市区町村は、児童虐待や子どもの権利に関し、より専門的に対象の実情の把握、調査、継続支援を行うとともに、相談機能や関係機関の総合調整、周知・啓発等の包括的な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を令和４年度までに設置することが目標とされました。
本市では、令和２年４月に、こども家庭課に心理担当支援員・虐待対応専門員を、平・小名浜地区保健福祉センターに子ども家庭支援員を新たに配置し、こども家庭課及び各地区保健福祉センターに「こどもの権利相談室」を設置しました。

⑶　被害者の自立を支援する環境の整備（重点施策③）

○　ＤＶ被害を受けたりそのおそれがある場合などに、被害者の安全確保を図るため、市内で活動する団体と連携し、避難の場となるシェルター機能の充実・強化に努めます。

○　緊急時には一時保護施設等と連携し、被害者が一時保護施設に入所するまでの安全を確保します。

○　被害者が地域で再び安心して暮らせるよう、生活や就業の支援をはじめ、福島県女性のための相談支援センター（県配偶者暴力相談支援センター）や市内の活動団体など、関係機関・団体との連携により、被害者の自立に向けた取組を促進します。

施策の方向性Ⅱ－３
生涯を通した健康支援

【具体的な施策】

⑴　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）や性感染症に対する理解の促進

○　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、広報等による啓発、情報の収集、提供、理解を促進するための講座、人権尊重の観点からの性教育を実施します。

○　ＨＩＶ／エイズをはじめとする性感染症に対する正しい知識の普及啓発及び予防を支援する環境を整備し、また、相談体制の充実に努めます。

⑵　それぞれのライフ・ステージに応じた健康の保持増進対策の推進

○　男女特有の健康問題について、乳幼児期から高齢期まで、ライフ・ステージに応じた健康保持増進対策の充実及び周知に努めます。

○　妊産婦に対する適切な指導、相談の実施と必要な対策の実施に努めます。

○　ライフ・ステージに応じた各種がん検診受診率を高めるための、啓発活動を促進します。

○　これらの取組の推進に当たっては、性差による健康阻害が生じないよう努めます。

◆健康支援に関する周知・啓発活動

フェムテック・メンテック（※）展示会
国の男女共同参画週間（６月 23 日～29 日）実施期間中、男女共同参画センターにて市内企業の企画協力により開催しました。
（令和３年度）

（※）フェムテック（Femtech）は Female（女性）と Technology（技術）、メンテック（Mentech）は Men（男性）と Technology（技術）から成る造語で、男女特有の健康問題を先進的な技術で解決する製品やサービスのことであり、国ではその利活用を促す仕組みづくりを支援しています。

市男女共同参画情報紙
「Wing」第 55 号（令和３年 10 月発行）に、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなどの記事を掲載しました。

【成果目標】

指　　標	現状値 R1	目標値 R8
「多様性（ダイバーシティ）」を内容まで分かる人の割合	18.0%	50%
ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある人の割合	9.1%	9.1%未満

【役割】

＜市民＞

○　お互いを尊重し、思いやる心を持ちましょう。

○　暴力は重大な人権侵害であることを深く認識し、暴力をしない、許さないという意識を持ちましょう。

○　生涯を通じ、自分自身の健康を考え、健康づくりに努めましょう。

＜企業・事業者＞

○　セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、職場におけるハラスメントを防止する体制を整備しましょう。

＜行政＞

○　全ての市民が互いに認め合い、支え合う人権尊重社会の形成に向け、外国人住民が市内で安心して暮らせるための支援活動を推進します。

○　多様な生き方や暮らし方をしたい人々が自分らしく生きられるよう、多様性の理解や人権に関する啓発活動を推進します。

○　犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である暴力について、暴力防止や被害者支援など、幅広い取組を総合的に推進します。

○　男女が互いの性を尊重し、生命の尊厳や性に関する正しい知識を身に付けられるよう、普及啓発を図ります。

○　生涯を通じて、それぞれのライフ・ステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を、関係部課等と連携して図ります。

基本目標Ⅲ
女性があらゆる分野に参画できる社会づくり

【ＳＤＧｓ】

【現状と課題】

＜これまでの実施事業等から＞

○　市役所における女性管理職の割合が令和２年度 7.9%と、目標値 8.0%をほぼ達成できていますが、審議会や委員会等における女性委員の登用率は、年々その割合は上昇しているものの、目標値 40%に対し、令和２年度 29.9%と進んでいない状況となっています。

○　女性の活躍推進に理解と意欲がある企業を市が認証し、インセンティブを与えるなど、その増加を目指しています。

○　女性活躍推進企業や女性経営者を市女性活躍推進ポータルサイトで紹介するなど、広く周知を図っています。

○　出産や子育てに関する知識の普及・啓発に努め、また、男性向けの実践的講座を開催しています。

○　自治会・町内会等の役員への女性登用に向けた啓発等を行っています。

○　多様な視点を反映するために市防災会議における女性委員の積極的登用を行っています。

○　地域の防災活動における女性の割合が低いことから、防災士養成講座の開催等により、女性の活動機会の拡大を図っています。

○　市女性活躍推進ポータルサイトに男女共同参画推進団体の活動内容等を掲載し、情報提供を行っています。

○　セミナー等の開催により、女性の参画支援に努めています。

＜令和元年度意識・実態調査の結果から＞（カッコ内の数値は平成 26 年度同調査結果）

○　従業員 30 人以上の事業所における女性管理職の割合について、平成 27 年が 9.2%、令和元年が 12.1%と、年々上昇しているものの、あまり女性の登用が進んでいない状況です。

○　「女性の社会進出」について、能力とやる気があればどんどんすべきと考える人の割合は 73.3%（73.8%）と高い状況です。

○「女性が社会に進出し、男性と共に政策や方針の決定に参画していくために必要なこと」について、家事や子育て等において家庭内で役割分担を図り家族の理解や協力を得る、女性の参画に対する性差別意識をなくす取組を行うと考える人の割合が高い状況です。

○　「家庭における役割分担」について、家事全般、子育て、介護等、全体的に女性負担が大きい状況です。

○　「地域社会との関わり」について、地域活動に参加していない人の割合が高く、その理由として、時間的に余裕がない、仕事が忙しい、あまり関心がない、などが挙げられており、経年的に希薄化している傾向があります。

○　「地域における男女を差別するような習慣やしきたり」について、あると思う人の割合が 15.7%（10.6%）となっており、具体的には、自治会等の団体役員が男性ばかり、女性が参加できない行事がある、などが挙げられています。

○　「防災活動に関して男女共同参画の視点から必要なこと」について、女性や乳幼児等に配慮した避難所設備の確保及び防災マニュアルの整備、市防災会議等の委員への積極的な女性の登用と考える人の割合が高い状況です。

◆女性消防クラブによる防災啓発活動

市内商業施設にて、防災に関する紙芝居・カードゲーム、新聞紙を活用したスリッパ作成体験を実施しました。（令和３年度）

施策の方向性Ⅲ－１
意思決定過程における女性の参画の促進

【具体的な施策】

⑴　市の施策・方針決定過程への女性の参画の促進

○　市の施策・方針決定の場において、男女の意見が反映されるよう、市審議会等への女性の参画を促進します。

○　懇談会や勉強会、講座等の開催により、女性が参画しやすくなる仕組みづくりを進めます。

⑵　企業、団体、地域等における女性の参画の促進

○　女性の活躍推進に理解と意欲がある企業を市が認証し、先進的な企業の情報発信に努めます。

○　経済団体や地域団体等と連携して事業を実施し、団体や地域に向けて、女性参画推進の啓発等に努めます。

◆ジェンダーギャップ指数 2021

世界経済フォーラムが 2021 年３月に発表した、各国における男女格差を測る指数で、「経済」「政治」「教育」「健康」の４分野のデータから作成され、０が完全不平等、１が完全平等を示しています。

2021 年の日本の総合スコアは 0.656、順位は 156 か国中 120 位（前回は 153 か国中 121 位）で、前回と比べて、スコア、順位共にほぼ横ばいであり、Ｇ７（先進国）の中では最下位でした。（日本は特に「政治」「経済」が低い。）

日本は世界の中で男女平等に関しては後れを取っており、今後、ますます女性の活躍推進が必要であることが分かります。

順位	国名	指数	備考
1	アイスランド	0.892	12 年連続首位
2	フィンランド	0.861	女性指導者
3	ノルウェー	0.849	女性指導者
11	ドイツ	0.796	Ｇ７首位
17	フィリピン	0.784	アジア首位
30	アメリカ	0.763	
107	中国	0.682	
120	日本	0.656	Ｇ７最下位
156	アフガニスタン	0.444	全体最下位

◆エンパワーメント

力をつけること、また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のことです。

施策の方向性Ⅲ－２
家庭・地域における男女共同参画の推進

【具体的な施策】

⑴　家庭における家事・育児・介護等の相互協力の推進

○　家庭における家事や育児、介護等について、固定的性別役割分担意識の見直しを促し、家族全員で協力し合う環境づくりを進めるため、対象やライフ・ステージに応じた講座を開催します。

⑵　多様な人々の視点を生かしたまちづくりの推進

○　様々な分野において、多様な意見を生かす活動の推進に努めるとともに、全ての人が参画できる地域活動の推進を図ります。

○　地域活動やボランティア・ＮＰＯ等への市民の積極的参加に向けた取組に努めます。

⑶　災害・防災分野における女性参画の推進（重点施策④）

○　災害対応や市地域防災計画等に男女共同参画の視点が反映されるように努めるとともに、地域防災力の更なる向上のため、女性防災士の養成など、地域の自治会組織や自主防災組織等における女性の活動機会の拡大を図ります。

施策の方向性Ⅲ－３
あらゆる分野における女性の参画拡大のための人材の育成

【具体的な施策】

⑴　女性のエンパワーメントの推進と能力発揮の支援

○　女性団体等の活動に対し情報提供を行うとともに、女性人材の育成のための教育、学習活動の充実を図り、あらゆる分野に女性が参画しやすい環境づくりの整備や女性の参画意識の向上に努めます。

⑵　女性の参画を促す支援

○　起業を目指す人たちのためのサポート体制を整備するとともに、セミナーを開催するなど、起業家の育成を図ります。

○　女性の経済的自立の促進へ向けた啓発に取り組みます。

【成果目標】

指　　標	現状値	目標値 R8
市審議会・委員会等における女性委員の登用率	29.9% (R2)	40%
事業所（30 人以上）における女性管理職の割合	12.1% （H31.4 月）	30%
市防災会議における女性委員の登用率	23.1% (R2)	30%

【役割】

＜市民＞

○　家庭では、皆で家事・育児・介護を分担して行いましょう。

○　地域活動では、性別にとらわれず、共に協力し、暮らしやすい地域を築きましょう。

○　災害や防災の分野で多様な意見を取り入れることにより、新たな取組につながると考えられることから、これまで以上に女性が参画できる体制づくりを目指しましょう。

＜企業・事業者＞

○　管理職に女性を積極的に登用し、女性の意見が反映されやすくなるように努めましょう。

○　職場における自主防災組織の活動において、男女共同参画の視点を取り入れましょう。

＜行政＞

○　主に男性（女性）が担っていた分野への女性（男性）の参画を促し、性別に関係なく、職場、家庭生活、地域活動などあらゆる分野で誰もが対等な立場で参画し、個性や能力を発揮できる社会づくりを進めます。

○　とりわけ、施策・方針決定の立場にいる女性が少ない政治、経済分野をはじめ、あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

基本目標Ⅳ　働きやすい社会づくり

いわき市女性活躍推進計画

【ＳＤＧｓ】

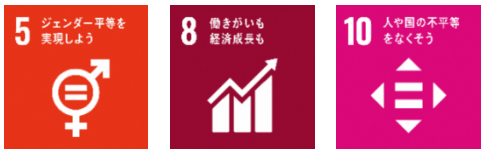

【現状と課題】

＜これまでの実施事業等から＞

○　労働問題への対応について、市労働問題相談所の積極的な活用を推進しています。

○　各種団体等が連携し、多様なひとの能力を活かすためのセミナー等を開催しています。

○　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について、女性の活躍推進に理解と意欲がある企業を市が認証し、その企業を市女性活躍推進ポータルサイトで紹介しており、また、講座の開催等により広く周知しています。

○　ひとり親家庭への医療費助成や相談業務等を実施し、支援を行っています。

○　乳児保育、延長保育等の特別保育対策や放課後児童クラブの整備により、子育て中の家庭を支援しています。

○　家族経営協定の締結促進等により、女性農業者の就業環境の向上に努めています。

○　主に男性の長時間労働の抑制や働き方の見直しと育児･介護休業の取得を促進するため、更なる取組が求められます。

◆いわき市女性活躍推進ポータルサイト
（URL http://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/1509005225824/index.html）

市内で活躍する女性、女性活躍推進企業、男女共同参画推進団体などの紹介、市男女共同参画センター事業などの情報を掲載しています。

市男女共同参画情報紙「Wing」の無料ダウンロードも当サイトからできます。

＜令和元年度意識・実態調査の結果から＞（カッコ内の数値は平成 26 年度同調査結果）

○　「職場における男女の地位の平等感」について、平等であると考える人の割合が 26.7%(23.7%)、男性優遇であると考える人の割合が 41.7%(36.6%)と、依然として男性優遇であると考える人が多い状況です。

○　「女性が仕事をすること」について、生涯にわたり仕事をするのがよいと考える人の割合が 47.8%（39.4%）と最も高く、これは高校生に対する調査でも同様であり、以前と比較して女性が仕事を持ち続ける方がよいと考える意識が高まっている傾向が見られます。

○　「仕事を辞めた理由」について、結婚、出産・子育てを挙げる女性が大変多く、職場環境の改善が求められます。

○　「結婚した男女（夫婦）が共に働き続けるために必要なこと」について、男女共に育児休業･介護休業等を容易に取得できる職場環境の整備と考える人の割合が最も高い状況です。

○　「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉を内容まで分かる人の割合が 22.6%（9.8%）、聞いたことがある人の割合が 37.6%（36.3%）、初めて聞いた人の割合が 35.7%（46.1%）と、認知度は高まりながらも、依然として低い状況です。

○　高校生に対する調査では、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉を知っている、又は聞いたことがある人の割合が 78.1%と、市民に対する調査での 60.2%と比較し、認知度は高い状況です。

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

男女が共に、それぞれのライフ・ステージにおいて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について自らの希望するバランスで展開できる状態のことです。

◆家族経営協定

農業等が家族による経営の場合において、構成員個々が生活との調和を図りつつ、やりがいを持って仕事に取り組むことができるよう、経営目標を明確にし、経営方針、担当部門分担、休日、労働報酬、収益配分、家事分担等を家族内の話し合いにより取り決めるものです

施策の方向性Ⅳ－１
女性の活躍のための環境づくり

【具体的な施策】

⑴　法令等の周知・啓発及び労働問題への対応

○　雇用面での男女共同参画を促すため、男女雇用機会均等法など、労働関係法令の周知に努めます。

○　近年の新型コロナウイルス感染症拡大や大規模災害などの影響等を踏まえ、労働問題やハラスメントに対しての相談体制の充実や各種制度の周知に努めます。

⑵　性による差別を受けない雇用環境づくり

○　男女の労働条件における格差をなくすための普及啓発に努めるとともに、女性の登用の促進に向けた取組を推進します。

⑶　女性のキャリアアップの支援

○　女性の参画意識の向上を図り、企業等での女性管理職やリーダーを育成するため、また、働きたい女性や働き続けたい女性、起業する女性を増やすために、幅広い対象者に向けて学習の場を提供する取組の実施に努めます。

◆イクボス養成講座（令和２年度）

女性の登用や育成、ワーク・ライフ・バランスの推進などに積極的に取り組み、男女が共に働きやすい職場環境の整備を図る企業等の経営者（イクボス）による先進取組事例の発表を行いました。

施策の方向性Ⅳ－２
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

【具体的な施策】

⑴　ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発活動の推進

○　仕事と生活のバランスの取れた働き方は多様化する労働者のライフ・スタイルやニーズに対応した考え方であり、講座の開催や市女性活躍推進ポータルサイト等の活用により、その根本的意義や有用性等について企業及び労働者など幅広く周知し、浸透を図ります。

⑵　ワーク・ライフ・バランスを推進するための環境づくり（重点施策⑤）

○　男女問わず育児・介護休業及び年次有給休暇を取得しやすい職場づくりの促進や、柔軟な就業形態の普及・促進に向けた啓発に努めるとともに、育児等で一旦離職した人に対しての再就職者の支援などに取り組みます。

○　育児や高齢者、障がい者等の介護と仕事や家庭生活との両立に向けた啓発やサービスの充実に努めます。

○　ひとり親家庭など、多様な形態の家庭への支援を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

○　子どもを持つ女性が働き続けられるよう、様々な保育対策等の充実に努めます。

○　不妊に関する精神的・経済的負担の軽減を図り、不妊に悩む夫婦を支援します。

○　家族経営形態従業に対して、女性の労働を適正に評価する意識の醸成や、それに向けての家族経営協定の締結の促進等の取組を行うとともに、女性従事者・グループ等の育成及び支援、相談体制の整備や労働力・就業環境の向上に向けての研修の実施に努めます。

○　男性の家事・育児等への参画が進まない理由として、長時間労働等の現在の働き方（男性中心型労働慣行）が挙げられることから、事業所での長時間労働削減や家庭生活への参画に向けた啓発に取り組みます。

○　ワーク・ライフ・バランスの意識を高め、イクボス宣言企業や女性活躍推進認証企業等の増加を図るため、各企業の経営者や人事労務担当者等を対象としたセミナーや講座を開催し、市全体でのワーク・ライフ・バランスの推進及びイクボス宣言企業等の更なる普及促進に努めます。

○　これらの取組については、近年の新型コロナウイルス感染症拡大による影響等を踏まえ、より強力に推進します。

【成果目標】

指　　標	現状値	目標値 R8
育児休業制度を規定している事業所（30 人以上）の割合	91.9%（H31.4 月）	100%
介護休業制度を規定している事業所（30 人以上）の割合	87.0%（H31.4 月）	100%
「ワーク・ライフ・バランス」を内容まで分かる人の割合	22.6%（R1）	50%
事業所（30 人以上）における年次有給休暇の取得率	55.8%（H31.4 月）	70%
事業所（30 人以上）における男性の育児休業の取得率	－	30%
ワーク・ライフ・バランス推進にかかる取組実施事業所（30 人以上）の割合	66.4%（H31.4 月）	100%

【役割】

＜市民＞

○　男女共に育児・介護休業制度を積極的に利用し、仕事と家庭生活の両立を推進しましょう。

＜企業・事業者＞

○　男女差別のない職場環境を目指しましょう。

○　育児・介護休業制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりに努めましょう。

＜行政＞

○　女性が就労の場において十分に能力を発揮し、活躍できるよう支援を進めます。

○　男女が共に働きやすい環境の整備や働き方の見直しを推進します。

重点的に取り組むべき施策

近年の社会情勢や市民の意識調査、事業所の実態・意識調査等の結果等を踏まえ、具体的な施策のうち、重点的に取り組むべき施策を次のとおりとします。

※（　）は、計画の体系における位置付け。

○「基本目標Ⅰ　男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり」に掲げる

重点施策①　男女共同参画推進のための学習機会の充実（Ⅰ－１－(1)）

⇒男女共同参画推進のためには、講座の開催や情報の発信等により学習機会を充実させることで、意識醸成を図っていくことが不可欠です。

○「基本目標Ⅱ　人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり」に掲げる

重点施策②　多様性に対する理解の促進（Ⅱ－１－(2)）

⇒性別や年齢、人種、国籍、障がいの有無等にかかわらず、全ての人の権利が尊重され、活躍・共存できる多様性社会を実現させるには、個人の置かれた状況を正しく理解し、困難の解消を図ることが重要です。

重点施策③　被害者の自立を支援する環境の整備（Ⅱ－２－(3)）

⇒暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではなく、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。また、近年の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活環境の変化等により、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されていることから、ＤＶ被害者が安心して暮らせるためのより一層の取組が重要です。

○「基本目標Ⅲ　女性があらゆる分野に参画できる社会づくり」に掲げる

重点施策④　災害・防災分野における女性参画の推進（Ⅲ－２－(3)）

⇒防災や減災、災害に強い社会を実現させるには、男性と女性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点を取り入れ、頻発する災害への対応力を強化することが不可欠です。

○「基本目標Ⅳ　働きやすい社会づくり」に掲げる

重点施策⑤　ワーク・ライフ・バランスを推進するための環境づくり（Ⅳ－２－(2)）

⇒働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その能力を十分に発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進することが重要です。

第４章　計画の推進体制

本計画の実効性を確保するには、推進体制の充実が不可欠です。
本計画の推進に当たっては、次のとおり、連携・協働を図りながら取り組みます。

１　市民との連携

○　計画の推進に当たっては、市民との連携強化が最も重要です。
○　市民一人一人の自覚と主体性により計画を推進していくため、情報を共有し、男女共同参画の意識改革と浸透に努めるとともに、市民意識調査や「男女共同参画の日」事業の実施等により、市民の意見を施策へ反映します。

２　企業・民間団体等との連携

○　地域の実情を踏まえ、市民一人一人が男女共同参画の推進を実感できるよう、企業や民間団体等と連携した取組を進めます。

３　市男女共同参画審議会・市男女共同参画推進アドバイザーの意見等を踏まえた施策の推進

○　男女共同参画の推進についての調査審議をする機関である、「市男女共同参画審議会」からの意見を受け、施策を推進します。
○　男女共同参画について専門的知識を有する、「市男女共同参画推進アドバイザー」による助言・指導・提案を踏まえ、施策の適切な進行管理に努めます。

４　国・県・関係機関との連携

○　国や福島県をはじめ、福島県男女共生センターなどの関係機関との連携強化に努め、効果的な施策の推進を図ります。

５　庁内における連携

○　「男女共同参画推進庁内連絡会議」及び「推進部会」により、庁内の関係部課等相互間の緊密な連携を図り、計画に位置付けた事業を推進します。

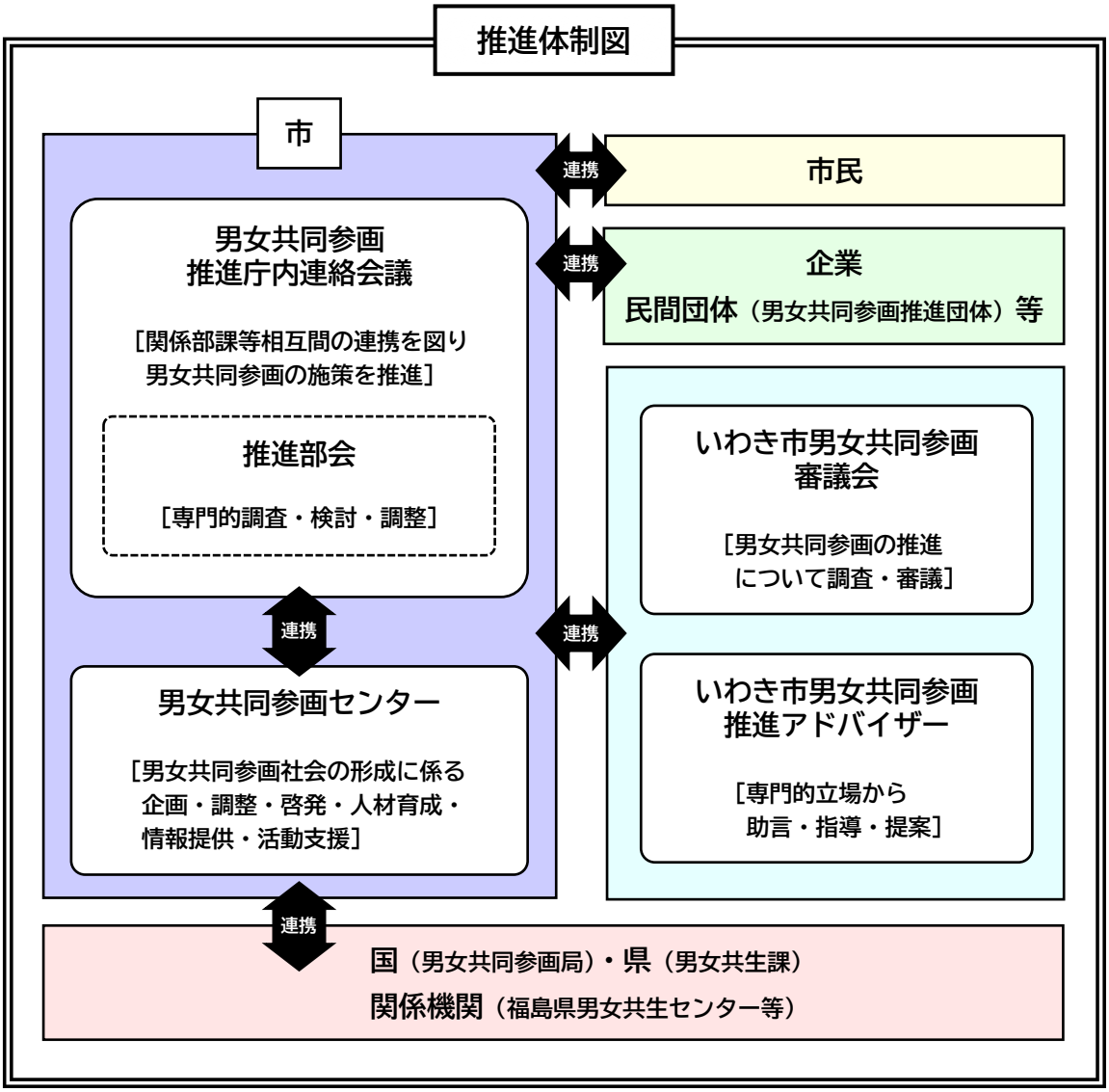
推進体制図
市
男女共同参画
推進庁内連絡会議
［関係部課等相互間の連携を図り
男女共同参画の施策を推進］
推進部会
［専門的調査・検討・調整］
連携
男女共同参画センター
［男女共同参画社会の形成に係る
企画・調整・啓発・人材育成・
情報提供・活動支援］
連携
市民
連携
企業
民間団体（男女共同参画推進団体）等
いわき市男女共同参画
審議会
［男女共同参画の推進
について調査・審議］
連携
いわき市男女共同参画
推進アドバイザー
［専門的立場から
助言・指導・提案］
連携
国（男女共同参画局）・県（男女共生課）
関係機関（福島県男女共生センター等）

掲載予定

資料編

成果目標一覧
用語解説
令和元年度意識・実態調査結果（市民、高校生、事業所）［抜粋］
第四次いわき市男女共同参画プラン策定の経過
いわき市男女共同参画推進条例
いわき市男女共同参画推進アドバイザー設置要綱
いわき市男女共同参画審議会委員名簿
いわき市男女共同参画推進アドバイザー
いわき市男女共同参画推進庁内連絡会議設置要綱
いわき市男女共同参画推進庁内連絡会議委員
いわき市男女共同参画推進庁内連絡会議推進部会構成員
男女共同参画社会基本法
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
男女共同参画に関する国内外の動向（年表）